

この1冊で改正労働者派遣法のすべてがわかる！

FRONTLINE SERIES

フロントラインシリーズ

人事労務担当者の疑問に答える

平成24年改正

改正労働者派遣法

ロア・ユナイテッド法律事務所 代表パートナー 岩出 誠 [著]

A5判・160頁 定価 本体2,000円＋税



◆平成24年4月改正の労働者派遣法を人事労務担当者の疑問に対して回答するQ&A形式でわかりやすく解説

◆“改正労働者派遣法”の内容だけではなく、「政省令・告示」の内容まで盛り込んでいます！

内容見本

第2章 Q&A～人事労務部の疑問と回答～

- 出者」という)、当該届出の日から起算して5年を経過しないもの(改正法6条6号)
- ③ 廃止届出者が法人である場合において、②の通知の日前60日以内に当該法人の役員であった者で、当該届出の日から起算して5年を経過しないもの(改正法6条7号)
- ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律2条6号に規定する暴力団員または暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下、「暴力団員等」という)(改正法6条8号)
- ⑤ 暴力団員等がその事業活動を支配する者(改正法6条11号)
- ⑥ 暴力団員等をその業務に従事させ、またはその業務の補助者として使用するおそれのある者(改正法6条12号)

(2) 改正経緯
20研究報告の中で、「悪質な派遣元事業主が、処分を逃れることのないようにしておくべきである。処分を逃れ、また、再度類似の体制で事業を行うために、許可の取消しの手続きが開始された後に事業の廃止届を提出し、取消しを逃れて再度許可をとることや、許可を取り消された法人の役員が別の法人を立ち上げて許可をとることが考えられる。現行制度においては、これらは欠格事由とはされていないが、他法では規定している例もみられることから、こうしたことも適切に排除できるように欠格事由に関する規定を整備することが適当である。」の指摘を受けたため20年法案の基礎となった、20部会報告の「6 法令違反等に対処するための仕組みの強化について」の「(3) 労働者派遣事業の許可要件・欠格事由」で盛り込まれた「許可取消しの手続きが開始された後に事業の廃止届を提出し、取消しを逃れて再度許可をとることや、許可を取り消された法人等の役員が別の法人を設立して許可をとること等により、派遣元事業主が処分を逃れることのないよう、欠格事由に関する規定を整備することが適当である」との提言を踏まえた改正です。

(3) 留意点
これにより、「処分を逃れ、また、再度類似の体制で事業を行うために、許可の取消しの手続きが開始された後に事業の廃止届を提出し、取消しを逃

26

第2章 Q&A～人事労務部の疑問と回答～

第2節 労働者派遣事業の許可等の欠格事由の整備

テーマ2 一般労働者派遣事業の許可および特定労働者派遣事業の開始の欠格事由の追加

人事労務部の疑問

一般労働者派遣事業の許可および特定労働者派遣事業の開始の欠格事由が大幅に追加されたようですが、どのような事由が追加されたのでしょうか。

回答

一般労働者派遣事業の許可および特定労働者派遣事業の開始の欠格事由として、おおむね、下記の者が追加されました(改正法6条4号ないし8号、11号、12号、10条5項、14条関連)。

- ① 一般労働者派遣事業の許可を取り消された者または特定労働者派遣事業の廃止を命じられた者が法人である場合において、当該取消し等の原因となった事項があった当時現に当該法人の役員であった者で、当該取消し等の日から5年を経過しないもの(改正法6条4号、5号)
- ② 一般労働者派遣事業の許可の取消しまたは特定労働者派遣事業の廃止の命令の処分に係る行政手続法の規定による聴聞の通知があった日から当該処分をする日または処分をしないことを決定する日までの間に一般労働者派遣事業または特定労働者派遣事業の廃止の届出をした者で、当該届出の日から起算して5年を経過しないもの(改正法6条6号)
- ③ 廃止届出者が法人である場合において、②の通知の日前60日以内に当該法人の役員であった者で、当該届出の日から起算して5

24

政府案の骨子
ムベ(参照)、さらに国会での修正を経て、平成24年通常国会で以下のような経済界へ大幅に譲歩した内容による改正法が成立したものです。

政府案の骨子

改正案提案理由については、20年法案と同じで、「近年における労働者派遣事業をめぐる情勢にかんがみ、派遣労働者の保護に資するため、常時雇用する労働者以外の労働者派遣及び製造業への労働者派遣を原則として禁止するとともに、派遣労働者の保護及び雇用の安定のための措置の充実を図る等、労働者派遣事業に係る制度の抜本的見直しを行う必要」とされています。

前述のとおり、20年法案と3党案を相互に修正のうえ、労働政策審議会での労使の妥協に加えて、閣内調整の末提出された改正法案の概要は、厚生労働省ホームページ記載の図解によれば下記のとおりです。

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案について

常時雇用される労働者以外の労働者派遣や製造業への労働者派遣を原則として禁止するとともに、派遣労働者の保護及び雇用の安定のための措置の充実を図る等、労働者派遣事業に係る制度の抜本的見直しを行う。

事業規制の強化

いわゆる「派遣切り」の多発や、雇用の安定性に欠ける派遣形態の横行

- ・登録型派遣の原則禁止(専門26業務等は例外)
- ・製造業派遣の原則禁止(常時雇用(1年を超える雇用)の労働者派遣は例外)
- ・日雇派遣(日々又は2か月以内の期間を定めて雇用する労働者派遣)の原則禁止
- ・グループ企業内派遣の8割規制、離職した労働者を離職後1年以内に派遣労働者として受け入れることを禁止



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560
http://www.daiichihoki.co.jp

Tel. 0120-203-694
Fax. 0120-302-640

目次

第1章 改正労働者派遣法の概要

はじめに

平成24年労働者派遣法改正の背景

政府案の骨子

政府案への修正の骨子

国会での修正のうえで成立した改正法の概要

段階的施行

改正法の具体的概要と企業法務対応上の留意点の概要

I 事業規制の強化

- 1 日雇労働者についての労働者派遣の禁止
- 2 関係派遣先への労働者派遣の制限と離職した労働者についての労働者派遣の禁止

II 派遣労働者の無期雇用化や待遇の改善

III 違法派遣に対する迅速・的確な対処

- 1 労働契約申込みみなし制度等の創設
- 2 意義と留意点

IV 労働者派遣事業の許可等の欠格事由を整備

V 専門業務の追加

第4節 派遣労働者の無期雇用化や待遇の改善

- テーマ8 労働者派遣事業の業務の内容に係る情報提供義務の創設
- テーマ9 労働者派遣契約の解除に当たって講ずべき措置
- テーマ10 紹介予定派遣への労働条件等明示義務範囲の拡大
- テーマ11 有期雇用派遣労働者等の無期雇用への転換推進措置等
- テーマ12 均衡を考慮した待遇の確保配慮義務と派遣先の協力
- テーマ13 派遣労働者等の福祉の増進
- テーマ14 待遇に関する事項等の説明義務
- テーマ15 労働者派遣料金額の明示義務

第5節 無期雇用派遣労働者への派遣先の労働契約申込義務の免除

- テーマ16 派遣先への無期契約か否かの通知と期間を定めなくて雇用される労働者に係る派遣先の労働契約申込義務の免除

第6節 日雇派遣の原則禁止

- テーマ17 日雇派遣の原則禁止の経緯・理由
- テーマ18 日雇派遣の原則禁止対象となる日雇労働者の雇用形態と禁止の開始日
- テーマ19 日雇派遣の原則禁止の例外業務等
- テーマ20 日雇派遣労働者の保護の強化
- テーマ21 日雇派遣の原則禁止への対応策としての日々紹介

第7節 離職した労働者の派遣受入れ規制

- テーマ22 離職した労働者についての労働者派遣の禁止

第8節 重大な違法派遣への労働契約申込みみなし制度

- テーマ23 労働契約申込みみなし制度導入の経緯・理由と施行までの法的処理
- テーマ24 労働契約申込みみなし制度の対象となる違法事由
- テーマ25 労働契約申込みみなし期間
- テーマ26 労働契約申込みみなし制度に違反した場合の行政的救済と制裁措置
- テーマ27 労働契約申込みみなし制度の民事的効力
- テーマ28 労働契約申込みみなし制度により成立する労働契約の内容

第9節 派遣労働者の労働災害への派遣先責任

- テーマ29 改正法施行に伴う労災保険法改正による派遣先への立入調査等
- テーマ30 改正法施行に伴う労災保険法改正による派遣先への求償権行使への対応上の留意点

第10節 3年後の見直し規定等

- テーマ31 改正法の3年後の見直し規定等

第2章 Q & A ～人事労務部の疑問と回答～

第1節 派遣労働者保護の明文化

- テーマ1 法律題名および目的の改正

第2節 労働者派遣事業の許可等の欠格事由の整備

- テーマ2 一般労働者派遣事業の許可および特定労働者派遣事業の開始の欠格事由の追加

第3節 グループ企業内派遣への規制

- テーマ3 グループ企業内派遣への規制の強化
- テーマ4 グループ企業内派遣規制の例外としての60歳以上定年退職者の取扱い
- テーマ5 グループ企業内派遣規制の対象となる関係派遣先の範囲
- テーマ6 グループ企業内派遣規制の関係派遣先への派遣割合の計算方法
- テーマ7 グループ企業内派遣規制強化への対応策としての在籍出向等

お試し読み、お申し込みはコチラ

<クレジットカードでもお支払いいただけます>



第一法規

検索

